

国立大学法人鳥取大学の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 役員報酬の支給水準の設定についての考え方

当該法人の主要事業は教育・研究事業である。役員報酬水準を検討するにあたって、他の国立大学法人、国家公務員、類似事業を実施している民間法人や独立行政法人等のほか、国・地方公共団体が運営する教育・研究機関のうち、常勤職員数(当該法人1,927人)や教育・研究事業で比較的同等と認められる、以下の法人等を参考とした。

(1) 国立大学法人鳥根大学・・・当法人は、同じ国立大学法人として、教育・研究事業を実施している。(常勤職員数2,022人)。公表資料によれば、平成28年度の長の年間報酬額は17,297千円、理事の平均年間報酬額は13,580千円、監事の年間報酬額は11,799千円である。

(2) 事務次官年間報酬額・・・23,175千円

② 平成29年度における役員報酬についての業績反映のさせ方(業績給の仕組み及び導入実績を含む。)

期末特別手当の額について、鳥取大学役員報酬規程に基づき、各役員の在職期間における業績を勘案し、経営協議会に諮った上で、これを増額し、又は減額することができることとしている。

③ 役員報酬基準の内容及び平成29年度における改定内容

法人の長

役員報酬支給基準は、月額及び期末特別手当から構成されている。月額については、鳥取大学役員報酬規程に則り、俸給に異動保障手当、広域異動手当、通勤手当及び単身赴任手当を加算して算出している。期末特別手当についても、同規程に則り、期末特別手当基礎額(俸給月額、異動保障手当及び広域異動手当の月額の合計額に、当該合計額に100分の20を乗じて得た額並びに俸給月額に100分の25を乗じて得た額を加算した額)に、6月に支給する場合においては、100分の150、12月に支給する場合においては、100分の165を乗じ、さらに基準日以前6箇月以内の期間における当該役員の在職期間に応じた割合を乗じて得た額としている。

なお、平成28年度以降、役員報酬支給基準の改定は行っていない。

理事

法人の長に同じ

理事(非常勤)

該当者なし

監事

法人の長に同じ

監事(非常勤)

役員報酬支給基準は、非常勤役員手当のみで構成されている。非常勤役員手当は、鳥取大学役員報酬規程に則り、月額135,000円としている。

なお、平成28年度以降、役員報酬支給基準の改定は行っていない。

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成29年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
		報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任	
法人の長	千円 17,147	千円 12,420	千円 4,727	千円 0 ()			
A理事	千円 13,552	千円 9,816	千円 3,736	千円 0 ()			
B理事	千円 13,576	千円 9,816	千円 3,736	千円 24 (通勤手当)	4月1日		
C理事	千円 13,602	千円 9,816	千円 3,736	千円 50 (通勤手当)			
D理事	千円 13,331	千円 8,472	千円 3,438	千円 677 (異動保障手当) 744 (単身赴任手当)	4月1日	3月30日	◇
E理事	千円 11,720	千円 8,472	千円 3,224	千円 24 (通勤手当)			
A監事	千円 11,832	千円 8,472	千円 3,224	千円 135 (通勤手当)			
B監事 (非常勤)	千円 1,620	千円 1,620	千円 -	千円 - ()			

注1:総額, 各内訳について千円未満切り捨てのため, 総額と各内訳の合計額は必ずしも一致しない。

注2:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄

3 役員の報酬水準の妥当性について

【法人の検証結果】

法人の長

鳥取大学では、教育研究の理念として「知と実践の融合」を掲げ、高等教育機関としての大学の役割である、人格形成、知識の伝授、能力開発、知的生産活動、文明・文化の継承と発展などに関する学術を教育・研究するとともに、知力のみでの教授ではなく、これを実践できる能力も養成することを目指して、1) 社会の中核となり得る教養豊かな人材の養成、2) 地球的、人類的及び社会的課題解決への先端的研究、3) 地域社会の産業と文化等への寄与の3つを教育研究の目標とし、学長のリーダーシップの下に、その実現に向けて、中期計画及び年度計画に従い活動を展開している。

そうした中で、鳥取大学の学長は、職員数1,927名の法人の代表として、その業務を総理するとともに、校務を司り、所属職員を統督して、経営責任者と教学責任者の職務を同時に担っている。

学長の年間報酬額は、人数規模が同規模である民間企業の役員報酬31,814千円と比較した場合、それ以下であり、また、事務次官の年間給与額23,175千円と比べてもそれ以下となっている。

鳥取大学では、学長の報酬月額を法人化移行前の国家公務員指定職俸給表の俸給月額を踏まえて決定しているが、学長の職務内容の特性は上記のとおり法人化移行前と同等以上であると言えます、これまでの各年度における業績評価の結果を勘案したものである。

また、学部の構成、職員数などが同規模である他大学の長の報酬水準と同水準となっている。

こうした職務内容の特性や他法人等との比較を踏まえると、報酬水準は妥当であると考えられる。

理事

鳥取大学の理事は、学長を補佐して本学の業務を掌握し、学長に事故があるときは、その職務を代理し、学長が欠員のときは、その職務を行う任務を担っている。

鳥取大学では、このような理事の職務内容の特性に応じ、法人の長と同様、理事の報酬月額を法人化移行前の国家公務員指定職俸給表の俸給月額を踏まえて決定している。

理事の年間報酬額は、法人の長と同様、人数規模が同規模である民間企業の役員報酬31,814千円と比較した場合それ以下であり、また、事務次官の年間給与額23,175千円と比べてもそれ以下となっている。

また、学部の構成、職員数などが同規模である他大学の理事の報酬水準と同水準となっている。

こうした職務内容の特性や他法人等との比較を踏まえると、報酬水準は妥当であると考えられる。

理事(非常勤)

該当者なし

監事

鳥取大学の監事は、本学の業務を監査し、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、学長又は文部科学大臣に意見を提出することができる。

鳥取大学では、このような監事の職務内容の特性に応じ、法人の長と同様、監事の報酬月額を法人化移行前の国家公務員指定職俸給表の俸給月額を踏まえて決定している。

監事の年間報酬額は、法人の長と同様、人数規模が同規模である民間企業の役員報酬31,814千円と比較した場合それ以下であり、また、事務次官の年間給与額23,175千円と比べてもそれ以下となっている。

また、学部の構成、職員数などが同規模である他大学の監事の報酬水準と同水準となっている。

こうした職務内容の特性や他法人等との比較を踏まえると、報酬水準は妥当であると考えられる。

監事(非常勤)

監事に同じ。

ただし、非常勤役員手当の月額は、常勤監事との均衡を考慮し、常勤監事の報酬月額の概ね5分の1程度としている。

【文部科学大臣の検証結果】

職務内容の特性や国家公務員指定職適用官職、他の同規模の国立大学法人、民間企業等との比較などを考慮すると、役員の報酬水準は妥当であると考えられる。

4 役員の退職手当の支給状況(平成29年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	前職
法人の長	千円 該当者なし	年	月			
理事	千円 該当者なし	年	月			
監事	千円 該当者なし	年	月			
監事 (非常勤)	千円 該当者なし	年	月			

注:「前職」欄には、退職者の役員時の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「**」、該当がない場合は空欄

5 退職手当の水準の妥当性について

【文部科学大臣の判断理由等】

区分	判断理由
法人の長	該当者なし
理事	該当者なし
監事	該当者なし
監事 (非常勤)	該当者なし

6 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

期末特別手当の額については、鳥取大学役員報酬規程に基づき、各役員の在職期間における業績を勘案し、経営協議会に諮った上で、これを増額し、又は減額することができることとしており、今後も継続予定である。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 職員給与の支給水準の設定等についての考え方

当該法人職員の給与水準を検討するにあたっては、国家公務員の給与制度を踏まえて決定しており、学部
の構成、職員数などが本学と同規模である他の国立大学法人等の給与水準も参考としている。

また、国家公務員の給与水準に準じるための措置として、俸給月額、手当等の改定を図ることとし、人件費
に関しては、業務内容の洗い出し、合理化計画を立て、組織の再編、人員配置の検討などにより、その抑制
に努めることとしている。

(1) 国立大学法人島根大学・・・当該法人は地方の総合大学として類似する国立大学法人であり、法人規模
についても同等(常勤職員数2,022人)となっている。

(2) 国家公務員・・・平成29年度において、国家公務員のうち行政職俸給表(一)の平均給与月額は410,719
円となっており、全職員の平均給与月額は416,969円となっている。

② 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方(業績給 の仕組み及び導入実績を含む。)

昇給、昇格の実施及び業績手当の成績率の決定にあたっては、人事・業績評価の結果等を踏まえた勤務
成績又はこれに足ると認められる事実に基づいて考慮している。

③ 給与制度の内容及び平成29年度における主な改定内容

鳥取大学職員給与規程に則り、俸給、俸給の調整額及び諸手当(教職調整手当、管理職手当、職務付加手
当、初任給調整手当、扶養手当、異動保障手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特地
勤務手当、特地勤務手当に準ずる手当、義務教育等教員特別手当、附属学校教員特別手当、指導医手当、
入試手当、免許状更新講習手当、手術部等看護業務手当、専門看護師・認定看護師手当、医療系技術職員
等職責手当、鳥取・米子間教育参加推進手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日勤務手当、夜勤手当、
宿日直手当、管理職員特別勤務手当及び寒冷地手当)としている。

期末手当については、期末手当基礎額(俸給+俸給の調整額+教職調整手当+扶養手当+異動保障手当+広
域異動手当)に6月に支給する場合においては100分の122.5を乗じ、12月に支給する場合においては137.5を
乗じ、さらに基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間に応じた割合を乗じて得た額としている。

業績手当については、業績手当基礎額(俸給+俸給の調整額+教職調整手当+異動保障手当+広域異動手
当)に業績手当の成績率取扱要領に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額としている。

なお、平成29年度における主な改正内容は以下のとおりである。

1. 一般職の職員の給与に関する法律等の改正に関連して、以下の措置を講じた。(平成29年4月1日実施)
 - ・指定職俸給表を除く全ての俸給表の俸給月額を平均0.2%引き上げた。
 - ・初任給調整手当を月額100円引き上げた。
 - ・業績手当の支給割合を年間0.1月分引き上げた。【平成29年12月支給分から実施】
2. 鳥取・米子間教育参加推進手当の措置期間の延長(平成29年4月1日実施)
 - ・現行の措置期間(平成27年4月1日から平成29年3月31日までの時限措置)を1年間延長することとした。
3. 管理職手当の支給対象者の追加(平成29年4月1日実施)
 - ・学部改組等に伴い、地域学部地域学科の「コース長」及び大学院の各専攻に置かれる「副専攻長」を
支給対象に追加することとした。[支給区分:5種]
4. 俸給の調整額の支給に関する特例措置(平成29年4月1日実施)
 - ・大学院持続性社会創生科学研究科の新設に伴い、当該研究科担当に係る俸給の調整額の特例措置
(旧研究科と新研究科との担当単位数の合算、工学研究科博士課程担当教員に対する経過措置等)
を講ずることとした。
5. 入試手当の増額(平成29年11月28日実施)
 - ・大学入試センター試験のリスニングの監督又は監督補助業務に従事した者に対して、新たに現行
の手当額に1,000円を加算することとした。
6. ドクターヘリ搭乗手当の新設(平成30年3月26日実施)
 - ・ドクターヘリの運用開始に伴い、医学部附属病院に勤務する医師又は看護師がドクターヘリに搭乗
し、救急医療等の業務に従事したときにドクターヘリ搭乗手当を支給することとした。[1,900円/回]

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成29年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち賞与	
					うち通勤手当	
常勤職員	人 1,670	歳 41.2	千円 5,991	千円 4,382	千円 43	千円 1,609
事務・技術	人 323	歳 41.6	千円 5,272	千円 3,874	千円 59	千円 1,398
教育職種 (大学教員)	人 577	歳 47.3	千円 7,917	千円 5,741	千円 35	千円 2,176
医療職種 (病院看護師)	人 552	歳 35.0	千円 4,644	千円 3,427	千円 38	千円 1,217
技能・労務職種	人 3	歳 52.8	千円 4,493	千円 3,287	千円 85	千円 1,206
教育職種(附属高校教員)	人 25	歳 48.3	千円 7,757	千円 5,737	千円 50	千円 2,020
教育職種(附属義務教育学校教員)	人 34	歳 43.6	千円 6,820	千円 5,057	千円 73	千円 1,763
医療職種(病院医療技術職員)	人 154	歳 37.2	千円 4,677	千円 3,439	千円 46	千円 1,238
その他医療職種(医療技術職員)	人 1	歳	千円	千円	千円	千円
その他医療職種(看護師)	人 1	歳	千円	千円	千円	千円

非常勤職員	人 25	歳 40.6	千円 2,936	千円 2,363	千円 49	千円 573
事務・技術	人 16	歳 40.9	千円 2,446	千円 1,981	千円 52	千円 465
教育職種 (大学教員)	人 7	歳 44.1	千円 4,234	千円 3,374	千円 38	千円 860
技能・労務職種	人 2	歳	千円	千円	千円	千円

注1:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2:常勤職員及び非常勤職員の区分のうち、医療職種(病院医師)は該当者がいないため省略した。

注3:在外職員、任期付職員及び再任用職員の区分については、該当者がいないため省略した。

注4:各区分における人員が2人以下の場合については、当該個人に関する情報を特定されるおそれがあることから、「平均年齢」以下の事項については記載していない。

注5:技能・労務職種とは、自動車運転手、看護助手等の職種を示す。

注6:教育職種(附属高校教員)とは、附属特別支援学校教員を示す。

注7:医療職種(病院医療技術職員)とは、病院における薬剤師、臨床検査技師、診療放射線技師等の職種を示す。

注8:その他医療職種(医療技術職員)とは、病院以外での医療職種(医療技術職員)を示す。

注9:その他医療職種(看護師)とは、病院以外での医療職種(看護師)を示す。

(年俸制適用者)

区分	人員	平均年齢	平成29年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
					うち通勤手当	
常勤職員	人 95	歳 45.1	千円 8,613	千円 8,613	千円 25	千円 0
教育職種 (大学教員)	人 65	歳 51.5	千円 10,934	千円 10,934	千円 36	千円 0
医療職種 (病院医師)	人 30	歳 31.4	千円 3,585	千円 3,585	千円 0	千円 0

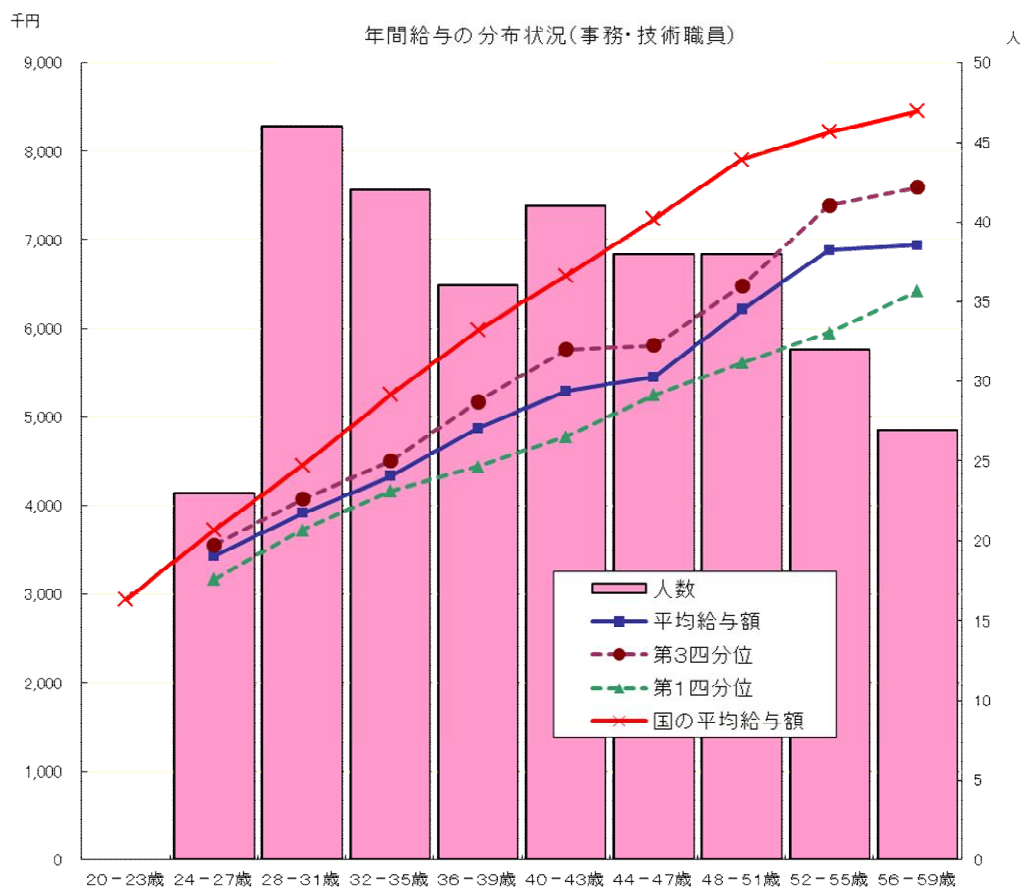
注1:医療職種(病院医師)とは、医員を示す。

任期付職員	人 54	歳 44.4	千円 5,558	千円 5,558	千円 0	千円 0
事務・技術	人 15	歳 50.2	千円 3,792	千円 3,792	千円 0	千円 0
教育職種 (大学教員)	人 25	歳 48.9	千円 7,565	千円 7,565	千円 0	千円 0
医療職種 (病院医師)	人 13	歳 30.1	千円 3,840	千円 3,840	千円 0	千円 0
その他医療職種 (看護師)	人 1	歳	千円	千円	千円	千円

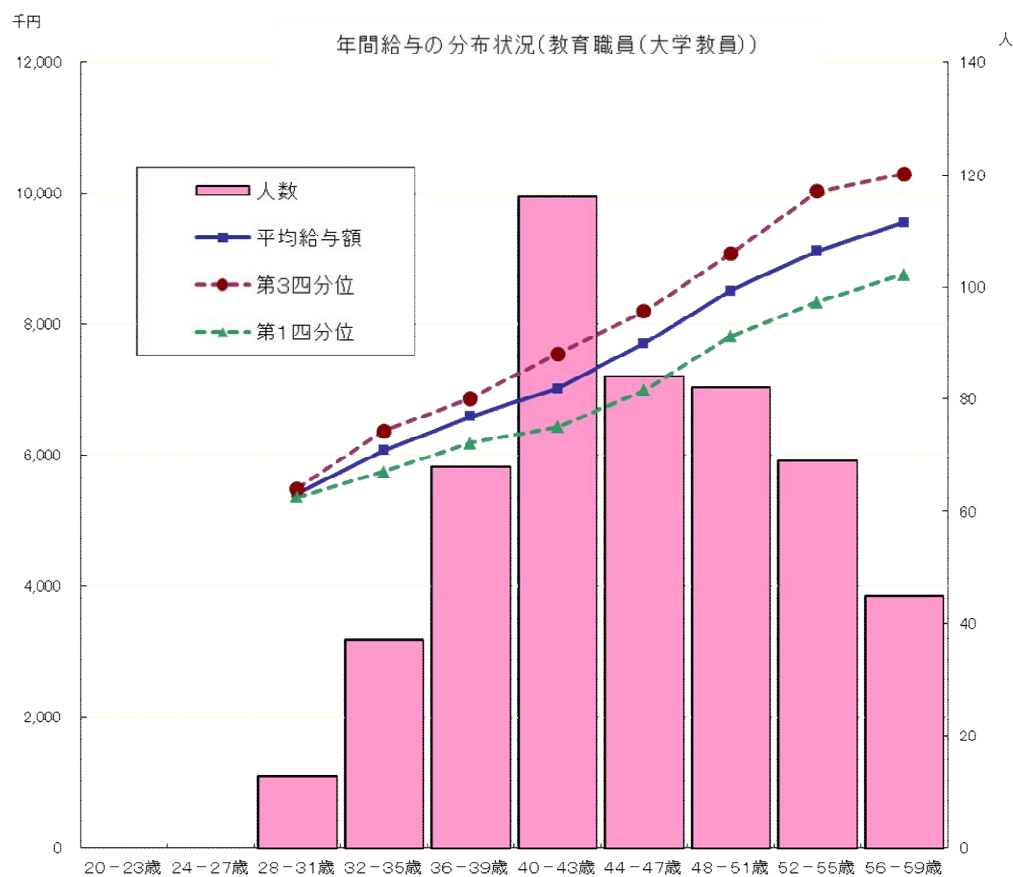
注1:医療職種(病院医師)とは、研修医を示す。

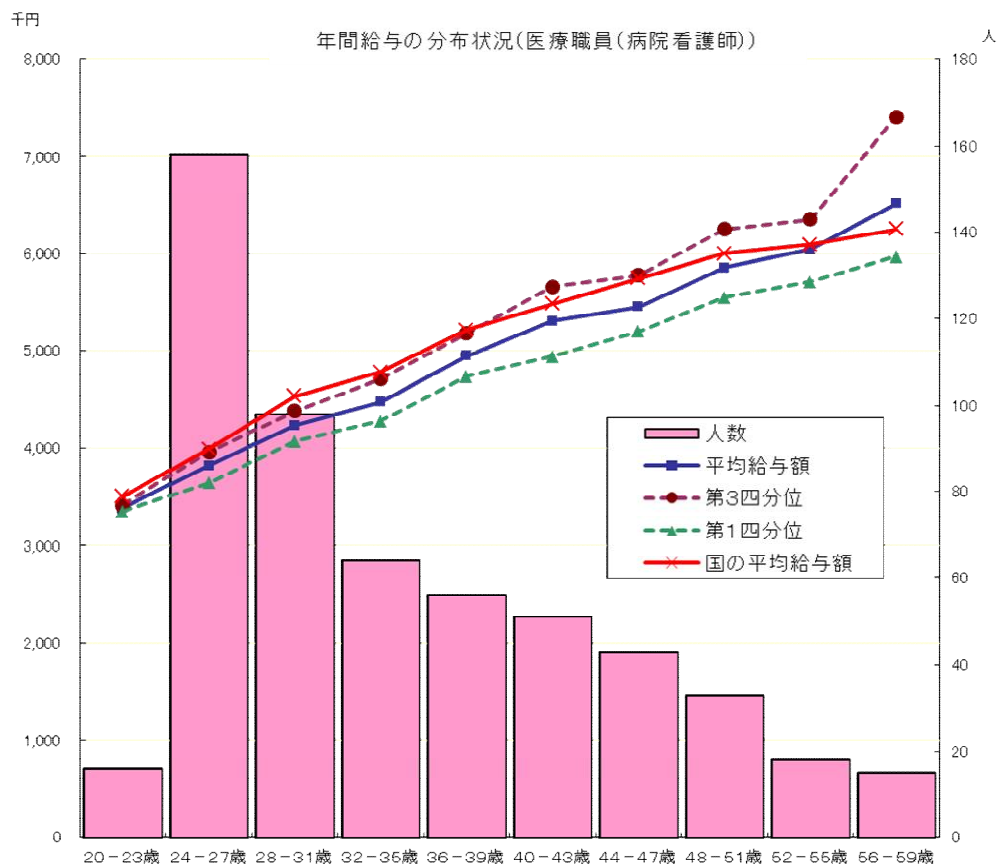
注2:各区分における人員が2人以下の場合については、当該個人に関する情報を特定されるおそれがあることから、「平均年齢」以下の事項については記載していない。

② 年齢別年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))〔在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、④まで同じ。〕



注:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、④まで同じ。





③ 職位別年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))
(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	年間給与額	
			平均	(最高～最低)
代表的職位 (・課長 ・係長 ・係員)	人	歳	千円	千円
	20	55.6	7,824	9,223～6,806
	113	45.8	5,656	6,754～4,767
	124	33.1	3,998	5,096～3,014

(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	年間給与額	
			平均	(最高～最低)
代表的職位 (・教授 ・准教授 ・講師 ・助教)	人	歳	千円	千円
	158	56.0	9,808	12,143～7,895
	177	47.6	7,965	9,347～5,936
	81	43.8	7,176	8,683～5,789
	161	40.3	6,257	7,293～4,727

(医療職員(病院看護師))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	年間給与額	
			平均	(最高～最低)
代表的職位 〔・看護師長〕 〔・看護師〕	人	歳	千円	千円
	25 465	49.8 32.7	6,411 4,350	7,404～5,662 5,945～3,213

④ 賞与(平成29年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 57.0	% 56.6	% 56.8
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 43.0	% 43.4	% 43.2
	最高～最低	% 54.5～38.9	% 55.7～38.7	% 55.1～38.9
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 58.8	% 58.8	% 58.8
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 41.2	% 41.2	% 41.2
	最高～最低	% 48.4～37.6	% 48.4～37.2	% 46.6～37.8

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 57.4	% 56.9	% 57.1
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 42.6	% 43.1	% 42.9
	最高～最低	% 48.4～38.9	% 47.9～38.8	% 47.9～38.9
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 59.1	% 59.2	% 59.2
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 40.9	% 40.8	% 40.8
	最高～最低	% 48.4～37.2	% 48.4～37.2	% 48.4～37.2

(医療職員(病院看護師))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 53.7	% 55.2	% 54.5
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 46.3	% 44.8	% 45.5
	最高～最低	% 48.4～40.1	% 48.4～40.1	% 48.4～40.1
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 58.5	% 58.5	% 58.5
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 41.5	% 41.5	% 41.5
	最高～最低	% 48.4～36.8	% 48.4～36.8	% 48.4～36.8

3 給与水準の妥当性の検証等

事務・技術職員

項目	内容
対国家公務員 指数の状況	・年齢勘案 81.6 ・年齢・地域勘案 90.4 ・年齢・学歴勘案 81.7 ・年齢・地域・学歴勘案 90.5 (参考) 対他法人 93.0
国に比べて給与水準が 高くなっている理由	
給与水準の妥当性の 検証	【支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 30.0%】 (国からの財政支出額 11,666百万円, 支出予算の総額 38,868百万円:平成29年度予算) 【累積欠損額 0円(平成28年度決算)】 【検証結果】 (法人の検証結果) 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合は50%を超えておらず, また, 対国家公務員指数も100未満であることから適切な給与水準であると思われる。 (文部科学大臣の検証結果) 給与水準の比較指標では国家公務員の水準未満となっていること等から給与水準は適正であると考え。引き続き適正な給与水準の維持に努めていきたい。
講ずる措置	今後も適正な給与水準の維持に努める。

医療職員(病院看護師)

項目	内容
対国家公務員 指数の状況	・年齢勘案 95.6 ・年齢・地域勘案 98.4 ・年齢・学歴勘案 94.8 ・年齢・地域・学歴勘案 99.8 (参考) 対他法人 94.8
国に比べて給与水準が 高くなっている理由	
給与水準の妥当性の 検証	【支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 30.0%】 (国からの財政支出額 11,666百万円, 支出予算の総額 38,868百万円:平成29年度予算) 【累積欠損額 0円(平成28年度決算)】 【検証結果】 (法人の検証結果) 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合は50%を超えておらず, また, 対国家公務員指数も100未満であることから適切な給与水準であると思われる。 (文部科学大臣の検証結果) 給与水準の比較指標では国家公務員の水準未満となっていること等から給与水準は適正であると考え。引き続き適正な給与水準の維持に努めていきたい。
講ずる措置	今後も適正な給与水準の維持に努める。

(注) 上記比較指標は、法人化前の国の教育職(一)と行政職(一)の年収比率を基礎に、平成28年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指数である。

〔なお、平成19年度までは教育職員(大学教員)と国家公務員(平成15年度の教育職(一))との給与水準(年額)の比較指標である。〕

4 モデル給与

【事務・技術職員】

(扶養親族がいない場合)

- 22歳(一般職員, 大卒初任給)
月額 179,200円 年間給与 2,680,631円
- 35歳(主任)
月額 264,900円, 年間給与 4,480,448円
- 50歳(副課長)
月額 365,500円, 年間給与 6,138,095円

【教育職員(大学教員)】

(扶養親族がいない場合)

- 27歳(助教, 博士課程修了初任給)
月額 288,400円 年間給与 4,310,517円
- 35歳(助教)
月額 316,300円, 年間給与 5,422,525円
- 50歳(准教授)
月額 440,600円, 年間給与 7,828,384円

※ 扶養親族がいる場合には、扶養手当(配偶者 月額13,000円, 子1人につき月額6,500円を支給(平成29年度))

5 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

〔昇給, 昇格の実施及び業績手当の成績率の決定にあたっては、人事・業績評価の結果等を踏まえた勤務成績又はこれに足ると認められる事実に基づいて考慮しており、今後も継続予定である。〕

Ⅲ 総人件費について

区 分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 10,612,983	千円 10,711,912	千円	千円	千円	千円
退職手当支給額 (B)	千円 669,656	千円 860,737	千円	千円	千円	千円
非常勤役職員等給与 (C)	千円 5,503,520	千円 5,524,960	千円	千円	千円	千円
福利厚生費 (D)	千円 2,429,313	千円 2,474,095	千円	千円	千円	千円
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 19,215,472	千円 19,571,704	千円	千円	千円	千円

注1:「退職手当支給額」欄は、国の常勤職員に相当する、法人の常勤職員に係る退職手当支給額を計上している。

注2:「非常勤役職員等給与」の額には、人材派遣契約に係る費用等を含んでおり、一方、財務諸表附属明細書の「(18)役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額には、福利厚生費を含んでいるため、これらの額は一致しない。

総人件費について参考となる事項

- ① 「給与、報酬等支給総額」は、対前年度比1.0%であり、国家公務員に準じた給与等の引上げ(平成29年4月1日実施)による人件費の増加が主な要因となっている。
また、「最広義人件費」は、対前年度比1.8%であり、前述した「給与、報酬等支給総額」の増加に加え、退職者数増による「退職手当支給額」の増加が主な要因である。
- ② 「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成29年11月17日閣議決定)に基づき、平成30年2月27日から以下の措置を講ずることとした。
役職員の退職手当について、支給水準の引下げを実施した。
【役員に関する講じた措置の概要】
退職手当算出において退職手当の基本額に乗ずる率を100分の87から100分の83.7に引き下げた。
【職員に関する講じた措置の概要】
退職手当額算出に係る調整率を100分の87から100分の83.7に引き下げた。
なお、労使による交渉の経過等を踏まえ、措置の開始時期は、国家公務員に係る措置時期(平成30年1月1日)とは異なる取扱いとなった。
- ③ 中期計画において、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づき、国家公務員に準じた人件費改革に取り組み、平成18年度からの5年間に於いて5%以上の人件費削減を行うこと、更に、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続しており、平成24年度以降もこれまで実施した人件費削減の趣旨を踏まえ、引き続き人件費の削減に努力するとともに、業務の見直し、合理化、簡素化、組織の再編、人員配置の検討と併せて退職者の後任補充の抑制に努めることとしている。
また、国家公務員の給与構造改革を踏まえて、本学の俸給表及び給与制度等を順次見直している。

Ⅳ その他

特になし